

平成 26 年度

沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）基本計画策定業務
（沖縄振興特別推進交付金）

企画提案応募要領

平成 26 年 6 月

沖縄県商工労働部ものづくり振興課

「沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）基本計画策定業務」企画提案応募要領

沖縄県では「沖縄振興特別一括交付金」を活用した「沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）整備事業」に係る「沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）基本計画策定業務」を公募により実施します。受託を希望される方は、次の要領に従って企画提案書等を提出してください。

1. 業務名

沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）基本計画策定業務

2. 事業の目的

本県の伝統工芸産業は、製造業全体に占める割合は小さいものの、製造産地は県内各地に点在し、地域経済の活性化や雇用の創出、観光・リゾート産業の振興などに重要な役割を果たしている。

近年、消費者が求める「ゆとり」や「ゆたかさ」、量から質への嗜好の変化等に対応すると共に、伝統工芸の優れた技術や技法を基に機能性・デザイン性の向上や新たな用途開発等により、工芸産業は観光土産品や生活必需品、ファッション、インテリアなど幅広い分野において、大きな可能性を有している。一方で、市場ニーズの変化や後継者の確保難により生産額や従事者の減少傾向が続いている等の工芸産業発展のために解決すべき諸問題を抱えている。

このような状況を踏まえて、沖縄県では、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画や第7次沖縄県伝統工芸産業振興計画において、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるため、拠点施設の整備を推進することとしており、平成 24 年度及び平成 25 年度に工芸産業の振興に必要な基盤施設に関する調査を実施したところである。

本事業では、これらの調査結果を踏まえ、工芸産業の課題解決や文化産業として発展させるために必要となる沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）建設のための基本計画を策定する。

3. 業務委託期間

契約締結の日から平成 27 年 1 月 30 日

4. 委託業務内容

詳細は「業務委託仕様書」参照のこと。

- (1) 基本計画策定業務
- (2) 沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）基本計画策定委員会の設置・運営
- (3) 工芸産業振興拠点施設の先進地調査

5. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (4) 計画策定や調査・分析、施設整備等のコンサルティング能力を有すること。
- (5) 県内に主たる事業所を有すること。
- (6) 今回の委託業務を実施するため、選任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (7) 過去5年間に、国・地方公共団体等からの工芸産業振興や施設整備等に関する受託実績を有すること。
- (8) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体を構成する全ての事業者が、上記応募資格（1）及び（2）の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体を代表する事業者は、上記応募資格（3）の要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格（4）～（7）の要件を満たす者であること。
 - ⑤ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - ⑥ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (9) 1 提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。

6. 応募の手続き

(1) 公募要領等の配布：沖縄県公式ホームページへの掲載

①掲載期間：平成26年6月30日（月）から平成26年7月17日（木）まで

②掲載場所：沖縄県公式WEBサイト「公募・入札」または「ものづくり振興課」サイト

(2) 応募に係る質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書【様式10】を記入し、電子メールにより提出してください。

① 受付期限：平成26年7月9日（水）12時（厳守）

② 提出場所：沖縄県商工労働部ものづくり振興課 工芸・ファッション産業班

電子メールアドレス aa055301@pref.okinawa.lg.jp

※質問は開封確認付メールに添付して提出ください。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は随時、ものづくり振興課ホームページへ掲載します。

掲載URL <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/shoko/index.html>

※最終回答は、平成26年7月11日（金）午後15時までに行います。

(4) 企画提案書及び応募書類等の提出

応募書類等の提出は、次により持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。

但し、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するように送付してください。

① 提出期限：平成26年7月17日(木) 12:00（厳守）

② 提出場所：沖縄県商工労働部ものづくり振興課 工芸・ファッション産業班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

電話番号 098-866-2340 F A X 番号 098-866-2526

③ 提出書類：8に定める書類のうち【様式1】～【様式8】

④ 提出部数：9部（正本1部と副本8部）

8. 提出書類等

(1) 企画提案応募申請書・・・【様式1】

(2) 企画提案書・・・・・・・・・・【様式2】

※1 A4版縦置き・横書きを基本に、必要に応じA4版横置き・横書きを可とする。

(3) 会社概要・・・・・・・・・・【様式3】

(4) 積算書・・・・・・・・・・【様式4】

積算書の費目については、各積算費目の内訳と単価を記載し、以下の内容で提出すること。

① 直接人件費（事務局の人件費）

[参考] 沖縄県見積基準日額

統括担当者（44,700円）、専門員A（31,500円）、専門員B（21,800円）

統括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。

専門員A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。

専門員B：上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

② 直接経費

・報償費（委員会委員の謝金）

・旅費（県内調整、県外先進地調査等旅費）

・印刷製本費

・通信運搬費（郵便料等）

・賃借料（委員会開催会場借料等）

・その他（本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に本県が必要と認める経費）

③ 一般管理費

応募者規定による。ただし内訳を説明すること。

内訳を説明しがたい場合は、（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100 とすること。

④ 消費税

旅費等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること

※1 各積算費目の単価と内訳を記載すること。

※2 この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(5) 事業計画・・・・・・・・・・【様式5】

本様式以外の様式での作成も可とする。その場合は、【様式5】と明記してください。

(6) 委託業務の執行体制・・・【様式6】

(7) 実績書・・・・・・・・・・【様式7】

(8) 申請受理票・・・・・・・・・・【様式8】

(9) 質問書・・・・・・・・・・【様式9】 ※メールにて送付のこと。

(10) その他提案に関する資料【様式任意】

9. 見積に関する要件

(1) 提案にあたっては、総額 9,993 千円(消費税込み)を上限として見積もること。

(2) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。

(3) この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

10. 提案の審査・選定等

(1) 決定の方法

受託事業者の決定については、一次審査として提出された上記8の書類に基づく書類審査を行った後、沖縄県に設置する企画提案選定委員会において二次審査を行い、入選者を選定する(選定数1)。

また、二次審査においては、必要に応じ提案者によるプレゼンテーション等を行う。なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには一切応じない。

(2) 主な評価項目(予定)

- ① 業務に関する専門的知見及び実績
- ② 提案内容(課題分析の妥当性、実施提案内容の有効性)
- ③ 業務の実施体制(実施体制の適切性、効率性)
- ④ 積算内容(積算の適切性、効率性)

11. 委託契約について

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約する。

12. スケジュール

平成 26 年 6 月 30 日(月) 公募開始

平成 26 年 7 月 17 日(木) 企画提案書の提出期限

平成 26 年 7 月下旬 審査委員会による審査、委託先の決定、契約

13. その他の注意点

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 期限までに提出のあった企画提案書等について、後日ヒアリングを行うことがある。
- (3) 提出書類の作成及びヒアリングへの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (5) 委託予定業者の選定にあたっては、企画提案された内容を総合評価し決定するため、個別事業の実施については、県と委託予定業者間で協議のうえ、是正し実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 契約手続きに関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (7) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項^(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。
- (9) その他詳細は、「業務委託仕様書」による。

(※) 契約保証金について（抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

14. 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

沖縄県商工労働部ものづくり振興課 工芸・ファッション産業班 担当：仲間

電話番号 098-866-2337 / F A X 番号 098-866-2447